

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 土地改良区定款変更認可  
土地改良事業計画の縦覧

肝蛭検査等の実施  
建築代理業者の登録

◇選管告示 選挙管理委員会の招集  
農業及び生活改良普及員資格試験の期日等変更  
農業委員会職員資格試験の合格者等  
昭和二十九年度市町村農業共済組合専任職員資格試験の実施

## 告示

鳥取県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南谷村讃岐井手土地改良区及び佐野井手土地改良区の定款変更について、昭和二十九年十二月六日認可した。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、日置谷土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。  
よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂  
一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年十二月十一日から同年十二月三十日まで

三 縦覧の場所

気高郡青谷町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の規定により、賀露町農業協同組合から、農業協同組合の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写  
規約の写

二 縦覧期間

昭和二十九年十二月十一日から同年十二月三十日まで

三 縦覧の場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、八頭郡国英村から村の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良

事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和二十九年十二月十一日から同年十二月三十日まで

三 縦覧の場所

八頭郡国英村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百十一号

次のように肝蛭の検査、駆除を実施するので、家畜傳染

病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的

二 実施区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

和牛、乳牛 但し分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日

五 検査の方法

検査—渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査  
駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	十二月十七日
実施区域	東伯郡大誠村
実施場所	同上

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一日 時 十二月十一日 (土曜日) 午後二時

二場 所 鳥取県庁

三 議 題

(一) 鳥取県知事選挙及び県議会議員日野郡選挙区補

欠選挙の結果報告について

(二) 選挙当日の投票所視察の結果について

(三) その他

公 告

昭和二十九年十一月九日附公告した昭和二十九年農業者及び生活改良普及員資格試験の試験期日及び願書提出期限を次のとおり変更する。

十八日	灘手村	〃	〃
二十日	栄村	〃	〃
二十一日	羽合町	〃	〃
二十二日	倉吉市	〃	〃
二十三日	東伯郡泊村	〃	〃
二十四日	北条町	〃	〃
二十五日	倉吉市	〃	〃

鳥取県告示第六百二十二号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	本籍	事務所所在地名称	業務管理者
三〇五二九、一〇	倉吉市大字	向井建築士	二級建築	
一一二、一〇	若土一〇番地	向井務	向井務	
五三番地		向井務	向井務	

右に同じ

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験期日

昭和三十年二月七日から十日まで四日間毎日午前九時開始午後四時三十分終了 但し生活改良普及員資格試験は第一日に限り午後一時から試験開始。

二 出願書類提出期限

昭和三十年一月五日まで

昭和二十九年第一回の農業委員会職員の資格試験及び資格認定に合格及び資格があると認定したものは次のとおりである。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 資格試験

(鳥取市) 瀬田 藏 西浦 哲夫

(西伯郡)

法勝寺村 深田 忠男 大幡村 加川 好孝

春日村 八田 元吉 淀江町 富田 薫

名和町 竹田 克孝 木町 稔

(日野郡)

山上村 木山 博之 八郷村 上田 良雄

二 資格認定(無試験認定)

(鳥取市)

西品治町 西向 幸雄

(米子市)

彦名町 湯島 良光 葭津 友森 安治

河崎 矢畑 広光

(倉吉市)

横田 米田 早苗 福光 福永 良雄

(岩美郡)

岩美町 川口 嘉己

(気高郡)

青谷町 後藤 明夫

(東伯郡)

羽合町 河口 淳 大誠村 山田 俊勝

赤碓町 池本 一 上中山村 笹津 敏明  
(西伯郡)

東長田村 乾 享 天津村 吉岡 節  
名和町 国谷 寿夫 上中山村 細谷 正彦  
(日野郡)

黒坂町 山形彌一郎 阿毘縁村 福馬 收  
福栄村 岩崎 安敏 石見村 瀧田 覚  
根雨町 加藤 健 江府町 田中 保  
江府町 佐々木 正 溝口町 足立 登

昭和二十九年度市町村農業共済組合専任職員資格試験を次のとおり実施する。

昭和二十九年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験の期日及び場所

〔一〕 期日 昭和三十年一月十九、二十日

〔二〕 場所 鳥取市、米子市

〔三〕 試験場及び試験時間については別途受験者に通知

二 受験資格

〔一〕 旧制中等学校又は新制高等学校の農学科卒業以上の資格を有する者並びに昭和三十年三月卒業見込の者。

〔二〕 旧制中等学校又は新制高等学校を卒業した者で鳥取県農業講習所又は鳥取県立蚕業技術員養成所の課程を修了した者並びに昭和三十年三月終了見込の者。

〔三〕 五箇年以上農業技術指導に経験を有する者。

〔四〕 農業改良普及員の資格を有する者。

〔五〕 事務職員にあつては〔一〕〔二〕〔四〕の外、旧制中等学校又は新制高等学校卒業以上の資格を有する者並びに昭和三十年三月卒業見込の者

〔六〕 知事が適当と認めた者。

三 出願手続

〔一〕 受験希望者は次の書類各一通を知事宛提出するのと。

1 受験願書(様式一)

2 履歴書(様式二)

3 受験有資格者たることを証明する資料

〔一〕 受験願書を受理し受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。

四 受験願書の受付

昭和二十九年十二月二十日から三十一日まで

五 試験方法

〔一〕 筆記試験及び口述試験とする。

〔二〕 筆記試験は次に掲げる項目について行う。

農業災害補償法

農業共済団体組織

会計経理

農作物共済事業

蚕繭共済事業

家畜共済事業

任意共済事業

水稻、陸稻、麦栽培技術

土壤、肥料

病虫害防除

栽桑、桑樹病害

育蚕、蚕体、病理

家畜、飼育、管理、生理衛生

農業気象

作文

〔一〕 口述試験は社会常識及び人物考査とする。

〔二〕 試験合格者については試験終了後一箇月以内に鳥取県公報にその氏名を公表するとともに合格証を交付する。

様式 一 (日本標準規格B5)

受験願書

氏(ふりがな) 名

年 月 日生

農業共済組合専任職員(技術職員)の資格試験を受けたので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

様式 二

履 歴 書

本籍地

現住所

氏

年 月 日生 名

学 歴

職 歴

賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

氏

名 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發 行

鳥取縣 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市